

備前西地区中学校体育連盟 規約

第 1 章 総 則

(名称及び所在)

第 1 条 この連盟は、岡山県備前西地区中学校体育連盟（以下本連盟）と称する。

第 2 条 本連盟は、岡山県中学校体育連盟の連合体に属する。

第 3 条 本連盟の事務局は、理事長が在職する中学校に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本連盟は、備前西地区中学校の保健体育の充実・向上を図り、中学生スポーツの正常な発展を促進するため、必要な研究、連絡、事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中学校生徒の各種大会と本連盟が承認した大会の共催。
- (2) 中学校保健体育指導者の資質向上に関する講習会、発表会、研修会等の開催。
- (3) 各専門部の競技力向上に関する強化練習会等の開催。
- (4) 中学校保健体育に関する調査研究。
- (5) 体育・競技諸団体との連絡・連携。
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組 織

第 6 条 本連盟は岡山市・玉野市の中学校体育連盟に所属する中学校をもって組織する。

第 7 条 本連盟に研究部と専門部をおく

研究部は、(1) 調査研究部 (2) ダンス

専門部は、(1) 陸上競技 (2) 水泳 (3) サッカー (4) バスケットボール
(5) ハンドボール (6) 野球 (7) 体操 (8) バレーボール
(9) ソフトテニス (10) 卓球 (11) バドミントン
(12) ソフトボール (13) 柔道 (14) 剣道 (15) スキー
(16) テニス

第 4 章 役員および職員

(役 員)

第 8 条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|--------------------|-----|----------|-----|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 1 名 | (3) 理事長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 2 名 | (5) 書記 | 1 名 | (6) 常任理事 | 若干名 |
| (7) 理 事 | 若干名 | (8) 専門部長 | 若干名 | (9) 専門部理事長 | 若干名 |
| (10) 監 事 | 2 名 | (11) 会 計 | 2 名 | | |
| (12) 研究部長および研究部理事長 | 1 名 | | | | |

(役員を選出方法)

第9条 本連盟の役員・職員の選出は、次の方法によるものとする。

- (1) 会長・副会長は県中体連の岡山支部・玉野支部の各会長より選出する。
- (2) 理事長・副理事長は常任理事会において審議し、理事会で決定する。
- (3) 常任理事は、各支部の理事より選出する。
- (4) 理事は、各支部より選出する。
- (5) 専門部長は、専門部理事長の所属する中学校の校長とする。
- (6) 専門部理事長は、原則として岡山支部・玉野支部の各専門部代表の議を経て会長が委嘱する。
- (7) 監事は、理事会において推挙する。
- (8) 会計は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の特権)

第10条 役員・職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、本連盟の業務を処理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を組織し、理事長の業務処理を補佐する。
- (6) 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を議決し執行する。
- (7) 専門部長は、その専門部の企画に対して指導にあたる。
- (8) 専門部理事長は、部長の指導を受けて各部の運営・行事の企画立案にあたる。
- (9) 監事は、本連盟の会計および財産の状況を監査する。
- (10) 会計は、本連盟の会計を掌理する。

(役員の特任)

第11条 (1) 役員の特任は2カ年とする。ただし、重任は妨げない。

- (2) 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。ただし任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 機 関

(機 関)

第12条 本連盟に、常任理事会、理事会、専門部理事長会をおく。ただし、必要に応じて臨時に会を招集することができる。

(常任理事会)

第13条 (1) 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・会計・研究部で構成する。

- (2) 常任理事会は、会長が招集し、日常の業務処理を行うとともに、運営の企画等につき審議する。
- (3) 緊急を要する事項については、理事会の承認を条件としてその業務を代行することができる。

(理事会)

- 第14条 (1)理事会は、この連盟の意志決定機関であるとともに執行機関であって会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、専門部理事長、研究部、会計で構成し、会長が招集する。
- (2)理事会は年4回開催し、予算、決算、事業その他重要事項を審議し、決定する。
- (3)理事会は構成員の3分の2以上で成立し、議事は出席理事の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は会長がこれを決める。また、その構成員が出席できない場合、委任状をもってこれにかえることができる。
- (4)緊急の場合は臨時会を招集することができる。

(理事会の審議事項)

- 第15条 理事会は次の事項を審議し、決定する。
- (1)規約およびこれにもとづく諸規定の制定並びに改廃。
- (2)役員を選出および承認。
- (3)予算および決算。
- (4)事業の運営の基本方針。
- (5)その他この連盟の運営に必要な事項。

(専門部理事長会)

- 第16条 (1)専門部理事長会は、会長・副会長・理事長・副理事長・専門部理事長・会計で構成する。
- (2)専門部理事長会は、会長が招集し、各専門部の運営・行事の企画立案等の連絡調整をし、その業務を執行する。

(会議の議長を選出)

- 第17条 会議の議長はその都度構成員の中から選出する。

第 6 章 会 計

(会計年度)

- 第18条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経 費)

- 第19条 本連盟の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1) 各市中体連からの負担金 (2) 県中体連からの地区費
(3) 助成金 (4) 寄付金 (5) その他

第 7 章 雑 則

- 第20条 本連盟が主催する競技会は年2回までとする。

附 則

- ・この規約は平成18年4月 1日より施行する。
- ・平成19年5月21日一部改正 第8条 会計1名を2名に改正
- ・平成22年2月12日一部改正 第14条(2)年3回を年4回に改正
- ・平成26年5月29日一部改正 第8条 書記1名を追加

備前西地区中学校体育連盟 内規

第 1 章 契 約 実 行

- 第 1 条 規約第 6 条の地区内の支部は下記の通りとする。
(1)岡山支部（岡山市） (2)玉野支部（玉野市）
- 第 2 条 規約第 9 条の 4 号の理事は、所属中学校数を考慮して岡山支部 4 名、玉野支部 2 名とする。
- 第 3 条 規約第 1 3 条の 3 項に定める、緊急を要する事項の代行にあたっては、事前・事後を問わず、速やかに理事会の承認を得るものとする。
- 第 4 条 本連盟の会長は、県中体連の副会長になる。理事長・副理事長は県中体連の常任理事となる。

第 2 章 会 計 監 査

- 第 1 条 監事は次の職務を行う。
(1) この連盟の金銭物質の出納状況の監査
(2) 備品の整備、保管状況の監査。
(3) 決算および証ひょう、書類の審査。
- 第 2 条 前条に規定する監査は毎年 2 月に行う。ただし、必要と認めたときは、臨時監査を行うことができる。
- 第 3 条 監査を行ったときは、その結果に意見を附し、会長に報告するとともに、理事長にも同様に報告しなければならない。
- 第 4 条 監査の結果不正不備を発見したときは、直ちに是正を求めなければならない。
- 第 5 条 各専門部の会計監査もこの規約により、監事が行う。

第 3 章 負 担 金 及 び 旅 費

- 第 1 条 規約第 1 9 条の 1 号に定める負担金は、生徒 1 人あたり 3 円とする。
- 第 2 条 次のとおり旅費規程を定める。
(1) 本連盟主催の大会役員を支給対象とする。
ただし、生徒引率旅費等を支給されている役員には支給しない。
支給額は次のとおりとする。
①土・日曜日、祝日は、1 人 1 日 1 5 0 0 円とする。
ただし、半日（5 時間未満）の場合は 1 0 0 0 円とする。
②平日は、7 0 0 円とする。
③本連盟関係者以外の役員は、旅費および謝金として 3 0 0 0 円を支給する。
(2) 派遣文書には「旅費については備前西地区中学校体育連盟より支給する。」と明記する。

付 記

- ・この内規は平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。